

令和8年度都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和8年度当初予算における都市計画税の充当状況については、以下のとおりです。

都市計画税予算額

1,084,692 千円

(単位:千円)

区 分	令和8年度 当初予算額	一 般 財 源	
			うち都市計画税
ごみ処理施設	242,980	242,980	224,509
街路事業	322,802	5,889	5,441
橋りょう事業	5,500	500	462
公園事業	52,459	52,459	48,471
その他施設※1	180,084	180,084	166,395
地方債等償還額	692,020	692,020	639,414
合 計	1,495,845	1,173,932	1,084,692

※1広域飯能斎場更新費用負担金